

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	児童相談所管理運営費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	619,325	2,240	0	3,763	0	613,322
令和5年度	454,331	2,408	0	3,234	0	448,689
増▲減	164,994	▲168	0	529	0	164,633

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	391,306	425,074	619,325	619,325	619,325
	市債+一般財源	386,011	418,767	613,322	613,322	613,322
決算	事業費	424,433	411,215			
	市債+一般財源	418,428	406,270			

事業概要 (アクティビティ)	児童を取り巻く諸問題に的確に対応するため、児童相談所を設置し、管理運営を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	7,659	9,103	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受付から安全確認までの迅速な対応(48時間内に目視ができた達成率)	単位	目標	-	-	100	100	100	100
	%	実績	-	97.5	/	/	/	/
事業目的	<p>児童福祉法に定められた機関であり、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p> <p>また、児童虐待対応だけでなく、その他の養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等さまざまな相談支援を実施し、在宅支援から一時保護、自立支援までの総合的な対策を推進します。</p> <p>業務内容</p> <p>(1) 児童に関する諸般の問題につき、家庭その他から相談を受けます。</p> <p>(2) 児童及び家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育的、精神衛生上の判定を行います。</p> <p>(3) 上記の調査又は判定により、必要な指導を行います。</p> <p>(4) 上記業務を適切に運営するため施設の維持、環境整備を行います。</p> <p>施設運営及び施設管理・保全を適切に実施することで、相談・支援部門の業務が円滑に遂行され、市民サービスが安定的に提供できます。</p>							
背景・課題	児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなか、児童虐待防止対策の拡充や児童虐待等の早期発見・対応のため、より一層の体制強化、人材育成を進めていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条							
根拠・データ等	<p>※実績データ</p> <p>(新規相談受付件数)令和元年度 20,294件、令和2年度 18,509件、令和3年度 20,549件、令和4年度 19,282件</p> <p>(相談指導業務)令和元年度 301,010件、令和2年度 327,985件、令和3年度 305,316件、令和4年度 357,275件</p> <p>(診断指導業務)令和元年度 21,414件、令和2年度 20,784件、令和3年度 24,961件、令和4年度 25,568件</p>							
事業スケジュール	<p>昭和31年度：中央児童相談所 設置</p> <p>昭和49年度：南部児童相談所 設置</p> <p>平成7年度：北部児童相談所 設置</p> <p>平成19年度：西部児童相談所 設置</p>							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	中央児童相談所管理運営費	188,521	157,143	31,378	報償費付替えによる増、人件費・物価上昇率の上昇による委託料の増
2	西部児童相談所管理運営費	176,566	158,622	17,944	人件費の増	

細事業(事業内訳)	3	南部児童相談所管理運営費	157,693	80,259	77,434	移転に伴う初度調弁の増ほか
	4	北部児童相談所管理運営費	96,545	58,307	38,238	観察用テレビカメラシステム設置に伴う増
	細事業合計		619,325	454,331	164,994	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	宇佐美 高司	榎村 瑞光	府金 玲菜

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	在宅障害児短期入所事業事務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	14,097	0	0	72	0	14,025
令和5年度	11,739	0	0	50	0	11,689
増▲減	2,358	0	0	22	0	2,336

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	11,655	11,553	14,097	14,097	14,097
	市債＋一般財源	11,626	11,524	14,025	14,025	14,025
決算	事業費	13,364	13,431			
	市債＋一般財源	13,332	13,389			

事業概要 (アクティビティ)	在宅障害児短期入所事業（所管：健康福祉局）の執行（児童相談所窓口での受付）にあたり、社会福祉職会計年度任用職員（日額）を雇用します。 ・こども医療センター重症心身障害児施設・短期入所に係る受付事務、調査事務、統計事務等 ・重症心身障害児施設ミドルスティ利用調整、障害児入所施設の給付決定、措置事務							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
短期・中期入所受付 件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	70	58	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受付日より1週間以 内に処理できている 割合	単位	目標	-	100	100	100	100	100
	%	実績	-	100	/	/	/	/
事業目的	在宅障害児短期入所事業の事務を専任の職員が実施することで、事務処理の迅速化、正確性、効率化の向上が期待できます。							
背景・課題	在宅障害児短期入所事業の児相窓口での受付については、家族による看護が困難な事情や、保護者からの虐待を受けて家族との同居が児童の心身に影響を与えている場合など、児相の専門的支援が必要な場合もあり、継続していく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	障害者総合支援法、児童福祉法、横浜市児童相談所長委任規則第1項～29項							
根拠・データ等	<障害相談受付件数> ※実績データ 令和元年度 8,039件 令和2年度 7,396件 令和3年度 9,101件 令和4年度 7,471件							
事業スケジュール	昭和48年度（旧在宅障害児緊急一時保護事業） 平成15年度（支援費制度施行） 平成18年度（障害者自立支援法施行） 平成20年度 こども青少年局中央児童相談所から在宅障害児緊急一時保護事業が健康福祉局障害支援課に事務移管 平成22年度 健康福祉局障害支援課から在宅障害児短期入所事業がこども青少年局中央児童相談所に移管 平成24年度 障害児に係る児童福祉法の規定が見直しがされ、重症心身障害児の施設入所の支給決定、年度更新は区が実施 平成25年度 通園の支給決定、訓練介助器具購入費の助成申請受付、障害者総合支援法の短期入所。日中一次支援の支給決定事務を区に移管							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	在宅障害児短期入所事業事務費	14,097	11,739	2,358
	細事業合計	14,097	11,739	2,358	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 宇佐美 高司	係長 榎村 瑞光	八代 正子
------------------------------------	--------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	一時保護事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	1,665,781	616,186	0	11,619	0	1,037,976
令和5年度	1,440,150	605,062	0	10,326	0	824,762
増▲減	225,631	11,124	0	1,293	0	213,214

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	1,154,515	1,262,863	1,665,781	1,665,781	1,665,781
	市債＋一般財源	822,994	741,537	1,037,976	1,037,976	1,037,976
決算	事業費	1,341,162	1,198,518			
	市債＋一般財源	782,871	521,020			

事業概要 (アクティビティ)	要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のために一時保護を実施します。一時保護所では主に、生活習慣、日常作業学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や家庭復帰に向けた支援を行います。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や里親及び病院に一時保護委託します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
一時保護件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1304	1407				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童の処遇改善(平均入所率)	単位	目標	-	-	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内
	%	実績	106	103				
事業目的	児童福祉法33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を一時保護所又は警察署、児童福祉施設等に一時保護します。一時保護は、要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため実施します。							
背景・課題	保護児童の定員超過が慢性化し、対応がひっ迫しており、児童の権利擁護の観点からも定員超過の解消が急務となっています。現在、児童相談所の整備を進めており、令和6年度に南部児童相談所の移設、令和8年度の(仮称)東部児童相談所の新設により、一時保護所の定員の増加を予定しています。また、さらなる定員超過対策として、令和6年度に移転する現南部児童相談所一時保護所を、令和6・7年度限定で引き続き一時保護所として暫定活用します。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、第50条第8号、第53条。児童福祉法施行規則第35条							
根拠・データ等	※実績データ (児童定員) 中央52名・西部40名+10人・南部45名・北部30名(令和5年度) (1日あたり入所人数) 令和元年度 177.6人、令和2年度 173.8人、令和3年度 176.1人、令和4年度 183.1人 (一時保護件数) 中央：令和元年度 531件、令和2年度 518件、令和3年度 434件、令和4年度 503件 西部：令和元年度 326件、令和2年度 293件、令和3年度 288件、令和4年度 304件 南部：令和元年度 329件、令和2年度 329件、令和3年度 277件、令和4年度 331件 北部：令和元年度 351件、令和2年度 303件、令和3年度 305件、令和4年度 269件							
事業スケジュール	【事業開始年度】 昭和31年11月 中央児童相談所一時保護所設置 平成19年3月 南部児童相談所一時保護所設置 平成19年6月 西部児童相談所一時保護所設置 平成25年9月 北部児童相談所一時保護所設置							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
1	中央一時保護事業費	747,561	658,834	88,727	給食委託契約対象施設の増
2	西部一時保護事業費	261,019	268,412	▲7,393	調理業務人材派遣、保育士人材派遣委託の減
3	南部一時保護事業費	373,398	253,297	120,101	現南部児童相談所一時保護所継続利用による増
4	北部一時保護事業費	283,803	259,607	24,196	会計年度任用職員の増

	細事業合計	1,665,781	1,440,150	225,631	
--	-------	-----------	-----------	---------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	宇佐美 高司	榎村 瑞光	八代 正子

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	施設児童対策フレンドホーム事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	1,048	0	0	0	0	1,048
令和5年度	1,048	0	0	0	0	1,048
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	800	1,048	1,048	1,048	1,048
	市債＋一般財源	800	1,048	1,048	1,048	1,048
決算	事業費	506	738			
	市債＋一般財源	506	738			

事業概要 (アクティビティ)		児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所で一時保護されている児童等に、フレンドホームにて家庭的な雰囲気を体験させます。							
事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
委託児童数	単位	目標	34	45	45	45	45	45	45
	人	実績	38	41	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
利用希望児の中での委託率	単位	目標	-	-	100	100	100	100	100
	%	実績	-	91	/	/	/	/	/
事業目的		児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所で一時保護されている児童等を、フレンドホームに一時的な養育を依頼し、家庭的な雰囲気を体験させることにより、児童の情緒安定化を図り社会適応性を養います。							
背景・課題		児童養護施設退所後の自立生活を見据えて、家庭的な雰囲気を感じ体験しておくことは必要なことです。親権者や親族等との面会や一時帰省等の機会が乏しい児童にも体験の機会が必要であるため、事業実施により体験の機会を確保する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等		横浜市フレンドホーム事業実施要綱							
根拠・データ等		※実績データ (実施日数) 令和元年度 542日、令和2年度 183日、令和3年度 227日、令和4年度 412日 ※令和2、3年度はコロナにより実績減。 (実施人数) 令和元年度 45人、令和2年度 35人、令和3年度 38人、令和4年度 41人							
事業スケジュール		昭和46年度 事業開始 令和5年度まで継続して事業実施 令和6年度以降も継続して実施予定							
事業開始年度		昭和46年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	施設児童対策フレンドホーム事業		1,048	1,048	0
細事業合計			1,048	1,048	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 坂 清隆	係長 田中 睦美	田中 睦美
------------------------------------	------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	在宅指導児童健全育成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,094	0	0	84	0	2,010
令和5年度	2,972	0	0	26	0	2,946
増▲減	▲878	0	0	58	0	▲936

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	2,972	2,972	2,094	2,094	2,094
	市債＋一般財源	2,946	2,946	2,010	2,010	2,010
決算	事業費	0	3			
	市債＋一般財源	0	3			

事業概要 (アクティビティ)	在宅指導中の児童を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的として、レクリエーション活動を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
実施回数	単位	目標	16	16	16	16	16	16
	回	実績	0	1	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童の対人スキルの向上 (参加児童へのアンケート)	単位	目標	-	-	80	80	80	80
	%	実績	-	-	/	/	/	/
事業目的	在宅指導中の児童を対象に、レクリエーション活動を通じて社会生活技術・対人スキルの向上を図ります。また、集団での活動を通じ児童の特性を把握することで保護者に対しその児童に即した養育の助言が可能になります。加えて活動を通じて保護者との関係が構築され、援助関係が深まることで養育状況の改善に良い影響を及ぼすことが期待できます。							
背景・課題	在宅指導中の児童は被虐待児や障害児が多く、通常の生活だけでは社会生活技術・対人スキルが身につかずトラブルが生じることが多いです。そのため事業にて行動観察等を実施し、児の社会生活技術・対人スキルを向上させるために必要な支援は何かを評価することが求められています。また、自己肯定感が低い児が多いため、職員との関わりの中で自己肯定感（満足度）を育む必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法 第12条、児童相談所運営指針第4章第2節、児童権利宣言第7条、児童の権利に関する条約第31条							
根拠・データ等	野外指導・通所指導について令和5年度は各所年1～3回実施見込み。 (令和2～4年度は、感染症拡大防止のため、野外活動・集団指導を中止)							
事業スケジュール	1 通所指導 各所年2回程度 2 屋外指導 各所年2回程度							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	在宅指導児童健全育成事業		2,094	2,972	▲878
	細事業合計		2,094	2,972	▲878	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 坂 清隆	係長 田中 睦美	田中 睦美
------------------------------------	------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	児童虐待防止対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	411,806	135,232	40,116	1,209	0	235,249
令和5年度	521,777	208,816	31,404	1,001	0	280,556
増▲減	▲109,971	▲73,584	8,712	208	0	▲45,307

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	303,030	311,004
	市債+一般財源	159,404	171,304
決算	事業費	280,731	298,566
	市債+一般財源	129,427	147,577

令和7年度	令和8年度	令和9年度
411,806	411,806	411,806
235,249	235,249	235,249

事業概要 (アクティビティ)	児童虐待における要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、児童虐待の適切な通告受理及び迅速な対応を図ります。また、関係機関との連携を促進し、児童虐待の未然防止および重篤化の防止と子ども・家族を中心とした当事者への支援を推進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	-	9,103				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受付から安全確認までの迅速な対応(48時間以内目視確認)	単位	目標	-	-	100	100	100	100
	%	実績	-	97.5				
事業目的	児童虐待にかかる通告・相談への対応を引き続き強化します。児童虐待の早期発見・早期対応のため、より一層の体制強化、人材育成に取り組みます。							
背景・課題	全国的な児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、本市においても児童虐待対応件数は 令和3年度の7,659件から令和4年度は9,103件に増加しており、重篤な事例も発生しています。また令和4年6月に改正児童福祉法が成立、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こどもと家庭の福祉や健康の向上の支援、こどもの権利を守る、児童虐待防止等について関係機関が協力して対応する取り組みが示されています。複雑化する児童虐待や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、引き続き体制強化及び人材育成を充実させていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待防止法							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法、児童虐待防止法 ○ 児童虐待対応件数 令和元年度 7,051件、令和2年度 8,853件、令和3年度 7,659件、令和4年度 9,103件 ○ 児童福祉司数 令和元年度 132人、令和2年度 182人、令和3年度 192人、令和4年度 250人、令和5年度 240人 ○ 児童相談所運営指針、厚生労働省「児童虐待防止対策支援事業」 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年度 児童相談所設置 ・平成6年度 嘱託弁護士 委嘱開始 ・平成13年度 よこはま子ども虐待ホットライン開設 ・平成19年度 養育支援家庭訪問員配置 ・平成22年度 虐待対応専門員配置 ・平成27年度 連携対応専門幹配置 ・令和元年度 中央児童相談所に弁護士を常勤配置 							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	カウンセリング強化事業	0	1,540	▲1,540
2	親子再統合・親子関係再構築支援事業	10,786	6,515	4,271	事業の統合等に伴う増
3	医療的機能強化事業	1,600	1,600	0	
4	被虐待児支援強化事業	8,109	7,507	602	会計年度職員の日額から月額への変更に伴う人件費の増
5	法的対応機能強化事業	19,174	19,314	▲140	事業の見直しによる減

細事業(事業内訳)	6	児童虐待初期対応事業	146,272	154,353	▲8,081	タブレットリース料のDX事業への付替及び会計年度任用職員の予算計上1名減による減
	7	養育支援家庭訪問事業	136,209	129,010	7,199	ヘルパー派遣件数増に伴う委託料の増
	8	未成年後見人支援事業	6,323	6,312	11	未成年後見人補償制度保険料改定に伴う増
	9	里親支援事業	21,279	20,100	1,179	社会保険料率改定に伴う人件費の増
	10	広報・啓発事業	990	900	90	外部講師謝金の増
	11	児童相談所DX事業	61,064	174,626	▲113,562	システム構築から運用フェーズ移行による減
	細事業合計		411,806	521,777	▲109,971	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石神 光	上山 智輝	藤淵 孔明

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	8					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	電話児童相談事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	8,350	0	0	43	0	8,307
令和5年度	7,938	0	0	34	0	7,904
増▲減	412	0	0	9	0	403

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	8,103	7,891	8,350	8,350	8,350
	市債＋一般財源	8,083	7,871	8,307	8,307	8,307
決算	事業費	7,639	7,916			
	市債＋一般財源	7,620	7,889			

事業概要 (アクティビティ)	18歳未満の子どもに関する様々な相談に対して、専任の相談員が応じる電話相談を実施します。 ・電話相談員(会計年度任用職員) 2名 ・受付時間 月曜～土曜(祝日・休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分(土曜日は午後4時30分まで)							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
相談件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1319	1156	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
適切な相談先を案内した件数/相談先を必要としていた件数	単位	目標	-	-	100	100	100	100
	%	実績	-	100	/	/	/	/
事業目的	児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童問題が複雑化していく中で、電話での相談で匿名性を担保しつつ、児童の育成、相談者の負担の軽減を図ります。							
背景・課題	相談者の中には来所相談ではなく、電話相談を希望される方もいるため一定のニーズがあります。また、匿名での電話相談を希望される方もいるため、電話相談独自の役割を担っており、来所相談と補完しあう形で所管内の児童に関する相談に迅速に対応することができます。							
根拠法令・方針決裁等	電話児童相談業務実施要綱							
根拠・データ等	(相談件数) ※実績データ 令和元年度 2,618件 令和2年度 1,788件 令和3年度 1,319件 令和4年度 1,156件							
事業スケジュール	昭和60年度 事業開始 令和5年度まで継続して実施 令和6年度以降も継続して実施予定							
事業開始年度	昭和60年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	電話児童相談事業	8,350	7,938	412
	細事業合計	8,350	7,938	412	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 宇佐美 高司	係長 榎村 瑞光	八代 正子
------------------------------------	--------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	児童虐待相談進行管理システム事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	30,417	1,000	1,000	0	0	28,417
令和5年度	26,832	1,000	1,000	0	0	24,832
増▲減	3,585	0	0	0	0	3,585

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	13,421	15,413	35,000	40,000	40,000
	市債＋一般財源	11,421	13,413	33,000	38,000	38,000
決算	事業費	11,371	14,474			
	市債＋一般財源	9,729	12,474			

事業概要 (アクティビティ)	児童相談所における相談受理から支援経過の情報を福祉保健システム内にデータ化し、組織的に共有することにより、的確な進行管理を行い、支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで方針決定の迅速化と、事務作業の軽減を図る。										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	件	実績	7,659	9,103	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受付から安全確認までの迅速な対応(受理後年度内の処理率)	単位	目標	-	-	-	100	-	-	-
	%	実績	-	93.6	/	/	/	/	/

事業目的	<p>【事業目的】 増加する児童虐待に対し、システムによる管理を行い、事故の未然防止及び適切な進行管理を図る。また、システム改修を進めることで、様々な機能を実装し、自動化を進め、事務作業の軽減を図る。</p> <p>【効果】 支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで、方針決定の迅速化と、事務作業の効率化を図る等、的確な進行管理を行える。</p>										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

背景・課題	児童虐待に関する相談・通告件数及び児童虐待相談に係る対応件数は年々増加しているほか、対応件数が増えたことにより、職員の負担が増えている。										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条・児童相談所運営指針										
------------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

根拠・データ等	<虐待対応件数>※実績データ 平成30年度 6,403件 令和元年度 7,051件 令和2年度 8,853件 令和3年度 7,659件 令和4年度 9,103件										
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業スケジュール	平成20年度 検討・他都市調査 平成21年度 進行管理サポートシステム開発・機器調達、試行運用 平成22年度 進行管理サポートシステム稼働、システム改修等 平成23年度 福祉保健システムとの統合、事業開始 平成24年度～令和元年度 福祉保健システムの改修 令和5年度～ 情報共有システムとの連携										
事業開始年度	平成23年度										

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童虐待相談進行管理システム事業		30,417	26,832	3,585
細事業合計			30,417	26,832	3,585	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 石神 光	係長 上山 智輝	石井 健一
------------------------------------	------------	-------------	-------